



三重県公報

令和2年5月26日 (火)

第 109 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
企業庁管理規程			
8	企業庁関係三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	(企 業 庁)	3
告 示			
318	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定	(地 域 福 祉 課)	3
319	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	4
320	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
321	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	4
322	生活保護法の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	5
323	生活保護法の規定による指定医療機関の指定の取消し	(同)	5
324	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	5
325	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	5
326	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定	(同)	5
327	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	6
328	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	6
329	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	7
330	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	7
331	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関の指定の取消し	(同)	7
332	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	7
333	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	8
334	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	8
335	同伴	(同)	8
336	地方自治法施行令第158条第1項の規定による償還金の収納事務の委託	(森林・林業経営課)	9
337	保安林の指定をする予定である旨	(治 山 林 道 課)	10
338	同伴	(同)	10
339	構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更	(建 築 開 発 課)	10

訓 令

- 9 会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令 (人 事 課) 12

公 告

- 土地改良区の定款変更の認可 (農 地 調 整 課) 13
同件 (同) 13
令和2年度狩猟免許試験の実施に係る変更 (獣 害 対 策 課) 13
開発行為に関する工事の完了 (建 築 開 発 課) 14

特 定 調 達 公 告

- 一般競争入札を行う旨 (教 育 委 員 会) 14
同件 (警 察 本 部) 17
落札者を決定した旨 (スマート改革推進 20
課)
同件 (同) 21

企業庁管理規程

企業庁関係三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和二年五月二十六日

三重県企業庁長 喜 多 正 幸

三重県企業庁管理規程第八号

企業庁関係三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

企業庁関係三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規程（平成二十六年三重県企業庁管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（延納利息）</p> <p>第十二条 債権管理者は、履行延期の特約等をする場合においては、利息（以下この項及び次項において「延納利息」という。）を付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該延納利息を付さないことができる。</p> <p>一 履行延期の特約等をする債権が条例第十二条第一項第一号又は第三号に該当するとき。</p> <p>二 五（略）</p>	<p>（延納利息）</p> <p>第十二条 債権管理者は、履行延期の特約等をする場合においては、利息（以下この項及び次項において「延納利息」という。）を付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該延納利息を付さないことができる。</p> <p>一 履行延期の特約等をする債権が条例第十二条第一項第一号に該当するとき。</p> <p>二 五（略）</p>

附 則

- この管理規程は、公布の日から施行する。
- この管理規程による改正後の第十二条第一項の規定は、この管理規程の施行の日以後に履行延期の特約等をする場合について適用し、同日前に履行延期の特約等をした場合については、なお従前の例による。

告 示

三重県告示第 318 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 2 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
あらかき内科クリニック	津市半田平木 202-5	令和 2 年 4 月 1 日
まつばら整形外科クリニック	津市城山三丁目 4 番 25 号	令和 2 年 4 月 1 日
たいしん堂医院	伊勢市上地町字上荒切 4825 番地	令和 2 年 5 月 12 日
城医院	伊賀市別府 162 番地	令和 2 年 4 月 1 日
ちば皮フ科耳鼻咽喉科	員弁郡東員町大字鳥取字菊若 1296 番地 1	令和 2 年 5 月 1 日
医療法人とみひろクリニック	南牟婁郡紀宝町成川 44 番地 1	令和 2 年 4 月 1 日
T o k i D e n t a l C l i n i c	桑名市有楽町 25 番地 第二アヅマヤビル 1 階	令和 2 年 4 月 1 日
あおぞら薬局	桑名市多度町柚井 1698-1	令和 2 年 4 月 1 日
花もも薬局	四日市市中部 12-6-2	令和 2 年 4 月 1 日

スギ薬局 別名店	四日市市別名 1 丁目 10-16	令和 2 年 5 月 1 日
クスリのアオキ栄町薬局	亀山市栄町萩野 1488 番地 223	令和 2 年 5 月 1 日
太陽薬局	津市藤方 15-1	令和 2 年 4 月 1 日
精養軒薬局	名張市夏見 102-1	令和 2 年 4 月 1 日
わかば薬局	員弁郡東員町鳥取 1296 番地 3	令和 2 年 5 月 1 日
訪問看護ステーションオレンジ	鈴鹿市江島台二丁目 1-8・2F	令和 2 年 4 月 1 日
独立行政法人国立病院機構 榑原病院 ゆうはあと訪問看護ステーション	津市榑原町 777	令和元年 5 月 1 日
藤田医科大学訪問看護ななくり	津市大門 6-5 大樹生命津ビル 2 階	令和 2 年 4 月 1 日
訪問看護ステーションみのり	津市高茶屋 6 丁目 11-24 105	令和 2 年 5 月 1 日
ファミリア訪問看護ステーション	津市高茶屋小森町 1566 番地 2	令和 2 年 4 月 1 日
訪問看護ステーション ほほえみ	伊勢市勢田町 656 番地 134	令和 2 年 4 月 1 日

三重県告示第 319 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 2 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
永井外科内科	鈴鹿市神戸八丁目 27 番 35	永井クリニック	令和 2 年 3 月 30 日
うるだ調剤薬局	三重郡菰野町潤田字春日 2105-1	キョーワ薬局 菰野店	令和 2 年 4 月 1 日

三重県告示第 320 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 2 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
中屋医院	津市半田平木 202-5	令和 2 年 3 月 31 日
まつばら整形外科クリニック	津市城山三丁目 4-25	令和 2 年 3 月 31 日
中村医院	鳥羽市答志町 1138-1	令和 2 年 4 月 2 日
城医院	伊賀市別府 162	令和 2 年 3 月 31 日
とみむろクリニック	南牟婁郡紀宝町生川 44 番地 1	令和 2 年 3 月 31 日
T o k i D e n t a l C l i n i c	桑名市有楽町 25 番地 第 2 アヅマヤビル 1F	令和 2 年 3 月 31 日
カラダ歯科	津市新町 2-5-52	令和 2 年 3 月 31 日
合名会社 精養軒薬局	名張市夏見 102-1	令和 2 年 3 月 31 日
あおぞら薬局	桑名市多度町柚井 1698-1	令和 2 年 3 月 31 日
太陽薬局	津市大字藤方 15 番地の 1	令和 2 年 3 月 31 日
かいばな薬局	松阪市垣鼻町字溝端 561	令和 2 年 3 月 31 日
名張訪問看護ステーション「ふれあい」	名張市丸之内 79 番地	令和 2 年 3 月 31 日

三重県告示第 321 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 2 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
さか歯科	志摩市阿児町鶴方 3016-40	令和2年3月7日

三重県告示第 322 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和 2 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
江尻歯科医院	四日市市大字西阿倉川字外ノ坪 10-1	令和2年6月30日

三重県告示第 323 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 2 項の規定により、次のとおり指定医療機関の指定を取り消しました。

令和 2 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	申請（開設）者名	取消年月日
鍋島整形外科	志摩市阿児町鶴方 2420-6	鍋島清隆	令和2年3月31日
御浜はないクリニック	南牟婁郡御浜町大字上市木 2197	花井進	令和2年3月31日
のの薬局	四日市市ときわ 2 丁目 8 番 13 号	野々部崇哉	令和2年3月31日
平和薬局	津市久居本町 1355	別所正樹	令和2年3月31日
四郷訪問看護ステーション	四日市市西日野町小溝野 4015	社会福祉法人青山里会	令和2年3月31日

三重県告示第 324 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 2 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
岸崎 敏光	三光鍼灸整骨院	南牟婁郡御浜町阿田和 4926-5	令和2年3月1日

三重県告示第 325 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 2 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
ヘルパーステーション彩り	OHANA株式会社	訪問介護	所在地	津市末広町 994 番地	伊勢市辻久留町 537 番地 2	令和2年5月1日
うるだ調剤薬局	株式会社MIEK	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	名称	キョーワ薬局 菰野店	うるだ調剤薬局	令和2年4月1日

三重県告示第 326 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の

規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和2年5月26日

三重県知事 鈴木英敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
あらか内科クリニック	津市半田平木 202-5	令和2年4月1日
まつばら整形外科クリニック	津市城山三丁目 4 番 25 号	令和2年4月1日
たいしん堂医院	伊勢市上地町字上荒切 4825 番地	令和2年5月12日
城医院	伊賀市別府 162 番地	令和2年4月1日
ちば皮フ科耳鼻咽喉科	員弁郡東員町大字鳥取字菊若 1296 番地 1	令和2年5月1日
医療法人とみむろクリニック	南牟婁郡紀宝町成川 44 番地 1	令和2年4月1日
T o k i D e n t a l C l i n i c	桑名市有楽町 25 番地 第二アヅマヤビル 1 階	令和2年4月1日
あおぞら薬局	桑名市多度町柚井 1698-1	令和2年4月1日
花もも薬局	四日市市中部 12-6-2	令和2年4月1日
スギ薬局 別名店	四日市市別名 1 丁目 10-16	令和2年5月1日
クスリのアオキ栄町薬局	亀山市栄町萩野 1488 番地 223	令和2年5月1日
太陽薬局	津市藤方 15-1	令和2年4月1日
精養軒薬局	名張市夏見 102-1	令和2年4月1日
わかば薬局	員弁郡東員町鳥取 1296 番地 3	令和2年5月1日
訪問看護ステーションオレンジ	鈴鹿市江島台二丁目 1-8・2F	令和2年4月1日
独立行政法人国立病院機構 榊原病院 ゆうはあと訪問看護ステーション	津市榊原町 777	令和元年5月1日
藤田医科大学訪問看護ななくり	津市大門 6-5 大樹生命津ビル 2 階	令和2年4月1日
訪問看護ステーションみのり	津市高茶屋 6 丁目 11-24 105	令和2年5月1日
ファミリア訪問看護ステーション	津市高茶屋小森町 1566 番地 2	令和2年4月1日
訪問看護ステーション ほほえみ	伊勢市勢田町 656 番地 134	令和2年4月1日

三重県告示第 327 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和2年5月26日

三重県知事 鈴木英敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
永井外科内科	鈴鹿市神戸八丁目 27 番 35	永井クリニック	令和2年3月30日
うのだ調剤薬局	三重郡菰野町潤田字春日 2105-1	キョーワ薬局 菰野店	令和2年4月1日

三重県告示第 328 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和2年5月26日

三重県知事 鈴木英敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
中屋医院	津市半田平木 202-5	令和2年3月31日
まつばら整形外科クリニック	津市城山三丁目 4-25	令和2年3月31日
中村医院	鳥羽市答志町 1138-1	令和2年4月2日

城医院	伊賀市別府 162	令和2年3月31日
とみむろクリニック	南牟婁郡紀宝町生川 44 番地 1	令和2年3月31日
T o k i D e n t a l C l i n i c	桑名市有楽町 25 番地 第 2 アヅマヤビル 1F	令和2年3月31日
カラダ歯科	津市新町 2-5-52	令和2年3月31日
合名会社 精養軒薬局	名張市夏見 102-1	令和2年3月31日
あおぞら薬局	桑名市多度町袖井 1698-1	令和2年3月31日
太陽薬局	津市大字藤方 15 番地の 1	令和2年3月31日
かいばな薬局	松阪市垣鼻町字溝端 561	令和2年3月31日
名張訪問看護ステーション「ふれあい」	名張市丸之内 79 番地	令和2年3月31日

三重県告示第 329 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 2 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
さか歯科	志摩市阿児町鶴方 3016-40	令和 2 年 3 月 7 日

三重県告示第 330 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和 2 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
江尻歯科医院	四日市市大字西阿倉川字外ノ坪 10-1	令和 2 年 6 月 30 日

三重県告示第 331 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 2 項の規定により、次のとおり指定医療機関の指定を取り消しました。

令和 2 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	申請（開設）者名	取消年月日
鍋島整形外科	志摩市阿児町鶴方 2420-6	鍋島清隆	令和 2 年 3 月 31 日
御浜はないクリニック	南牟婁郡御浜町大字上市木 2197	花井進	令和 2 年 3 月 31 日
のの薬局	四日市市ときわ 2 丁目 8 番 13 号	野々部崇哉	令和 2 年 3 月 31 日
四郷訪問看護ステーション	四日市市西日野町小溝野 4015	社会福祉法人青山里会	令和 2 年 3 月 31 日

三重県告示第 332 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 2 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
岸崎 敏光	三光鍼灸整骨院	南牟婁郡御浜町阿田和 4926-5	令和 2 年 3 月 1 日

三重県告示第 333 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 2 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変 年 月 日
				新	旧	
ヘルパーステーション彩り	OHANA株式会社	訪問介護	所在地	津市末広町 994 番地	伊勢市辻久留町 537 番地 2	令和 2 年 5 月 1 日
うるだ調剤薬局	株式会社MIEK	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	名称	キョーワ薬局 菰野店	うるだ調剤薬局	令和 2 年 4 月 1 日

三重県告示第 334 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 2 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 登録年月日及び登録番号
平成 14 年 8 月 12 日 第 15 号
- 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
伊勢農業協同組合	代表理事組合長 西村 隆行	度会郡度会町大野木 1858 番地

- 変更内容
農産物検査員の追加

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
松田 直也	松阪市射和町 473-2	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242019526

三重県告示第 335 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 2 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 登録年月日及び登録番号
平成 15 年 6 月 18 日 第 17 号
- 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
三重北農業協同組合	代表理事組合長 門脇 孝	四日市市浜田町 4 番 20 号

- 変更内容
 - 代表者の変更
代表理事組合長 門脇 孝
 - 農産物検査員の追加

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
伊藤 大洲	桑名市長島町松ヶ島 91-1	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K242019525

(3) 農産物検査員の抹消

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
伊藤 豊和	三重郡菰野町大字千草 2535	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2414347
澤野 公一	四日市市楠町南五味塚 210-4	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2415348
川村 哲生	四日市市赤堀 1 丁目 2-6	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2417354
伊藤 俊文	員弁郡東員町山田 2292-3	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2423404

三重県告示第 336 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、林業・木材産業改善資金に係る償還金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 2 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 委託先

三重県津市桜橋一丁目 104 番地
 三重県森林組合連合会
 三重県亀山市加太板屋 4622 番地 1
 鈴鹿森林組合
 三重県津市白山町南家城 915 番地の 1
 中勢森林組合
 三重県松阪市飯南町粥見 5725 番地の 3
 松阪飯南森林組合
 三重県多気郡大台町江馬 316 番地
 宮川森林組合
 三重県度会郡大紀町崎 239 番地の 2
 大紀森林組合
 三重県度会郡度会町大野木 2756 番地の 1
 いせしま森林組合
 三重県伊賀市ゆめが丘 7 丁目 7 番地の 1
 伊賀森林組合
 三重県北牟婁郡紀北町便ノ山 200 番地
 森林組合おわせ
 三重県熊野市久生屋町 1368 番地の 2
 三重くまの森林組合
 三重県津市桜橋一丁目 104 番地
 三重県木材協同組合連合会
 三重県松阪市木の郷町 18 番地
 松阪地区木材協同組合
 三重県松阪市木の郷町 1 番地
 ウッドピア松阪協同組合
 三重県多気郡大台町下三瀬 528 番地の 1
 三瀬谷地区木材協同組合
 三重県熊野市井戸町 349 番地の 1
 熊野木材協同組合
 三重県尾鷲市古戸町 7 番地の 26 尾鷲石油内 2 階
 尾鷲木材協同組合
 三重県津市美杉町八知 5767 番地
 美杉木材協同組合

2 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

三重県告示第 337 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定ですので、同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和2年5月26日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 保安林予定森林の所在場所
四日市市西大鐘町字山添 1530
- 2 保安林指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び四日市市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 338 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定ですので、同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和2年5月26日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 保安林予定森林の所在場所
四日市市北山町字居林 2140
- 2 保安林指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び四日市市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 339 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により構造計算適合性判定（以下「判定」といいます。）を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地を次のとおり変更しましたので、同法第77条の35の8第4項の規定により公示します。

令和2年5月26日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の名称等

- (1) 名称
株式会社建築構造センター
- (2) 住所
東京都新宿区新宿一丁目8番1号
- (3) 業務区域
三重県全域

2 変更内容

業務を 行 務 所 の 所 在 地		行わせることとした判定の業務
変更前	変更後	
東京都新宿区新宿一丁目8番1号	東京都新宿区新宿一丁目8番1号	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（株式会社建築構造センターの構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 全ての建築物（三重県内の事務所で判定が行われるものに限る。） 2 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物 3 三重県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により、三重県内で業務を行う事務所で判定できない建築物 4 一の判定対象部分の床面積が5千平方メートルを超える建築物（三重県内、愛知県内又は長野県内の事務所で判定が行われるものに限る。以下同じ。）又はその計画変更構造計算適合性判定申請に係る建築物
宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号	宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号	
福島県郡山市中町11番5号	福島県郡山市中町11番5号	
埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号	
神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号	神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号	
長野県長野市南県町1082番地	長野県長野市南県町1082番地	
愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号	愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号	
島根県松江市中原町6番地	島根県松江市中原町6番地	
岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号	岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号	
広島県広島市中区八丁堀15番6号	広島県広島市中区八丁堀15番6号	
愛媛県松山市三番町七丁目13番13号	愛媛県松山市三番町七丁目13番13号	
佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号	佐賀県佐賀市駅前中央一丁目5番10号	
長崎県長崎市万才町3番4号	長崎県長崎市万才町3番4号	
鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号	鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号	
沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号	沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号	
千葉県船橋市葛飾町二丁目402番地3	千葉県船橋市葛飾町二丁目402番地3	
福岡県福岡市博多区御供所町1番1号	福岡県福岡市博多区御供所町1番1号	
三重県四日市市浜田町12番18号	三重県四日市市浜田町12番18号	
香川県高松市亀井町2番地1	香川県高松市亀井町2番地1	
群馬県高崎市八島町262番地	群馬県高崎市八島町262番地	

3 変更年月日

令和2年5月25日

訓 令

三重県訓令第 9 号

庁 中 一 般
地 域 機 関

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 5 月 26 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和元年三重県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第 5（第 11 条関係）			別表第 5（第 11 条関係）		
区分	事由	期間	区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
夏季休暇	(略)	(略)	夏季休暇	(略)	(略)
妊産婦の健康 診査及び保健 指導	妊産婦である会計年度任用職員が、総務部長の定めるところにより、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 10 条に定める保健指導又は同法第 13 条に定める健康診査を受ける場合	1 日の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間			
妊娠中の通勤 緩和	妊娠中の会計年度任用職員が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度により母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき 1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間			
別表第 6（第 11 条関係）			別表第 6（第 11 条関係）		
区分	事由	期間	区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
妊娠疾病	女子の会計年度任用職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間	妊娠疾病	女子の会計年度任用職員が母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
骨髓等ドナー	(略)	(略)	骨髓等ドナー	(略)	(略)
			妊産婦の健康 診査及び保健	妊産婦である会計年度任用職員が、総務部長の定め	1 日の勤務時間等の範囲内で必

			指導	めるところにより、母子 保健法第 10 条に定める 保健指導又は同法第 13 条に定める健康診査を受 ける場合	要と認められる 時間
			妊娠中の通勤 緩和	妊娠中の会計年度任用職 員が、通勤に利用する交 通機関の混雑の程度によ り母体又は胎児の健康保 持に影響があると認めら れる場合	正規の勤務時間 等の始め又は終 わりにつき 1 日 を通じて 1 時間 を超えない範囲 内でそれぞれ必 要とされる時間
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この訓令は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、四日市南部土地改良区（三重県四日市市山田町 2112 番地 3）の定款の変更を認可しました。

令和 2 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、伊勢北部土地改良区（伊勢市有滝町 2638 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 2 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

令和 2 年 4 月 17 日付けで公告しました令和 2 年度狩猟免許試験の実施について、次のとおり変更します。

令和 2 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

変更前

1 狩猟免許試験を行う日時、場所、試験種目及び申請書の受付期限

実施日時	会 場	試験種目	申請書の受付期限
令和 2 年 7 月 4 日（土） 9 時 50 分～17 時 受付は 9 時 30 分から	三重県農業大学校 松阪市嬉野川北町 530	網猟 わな猟 第 1 種銃猟 第 2 種銃猟	令和 2 年 6 月 24 日（水） の 17 時まで
令和 2 年 7 月 30 日（木） 9 時 50 分～17 時 受付は 9 時 30 分から		網猟 わな猟 第 1 種銃猟 第 2 種銃猟	令和 2 年 7 月 20 日（月） の 17 時まで
令和 2 年 8 月 30 日（日） 9 時 50 分～17 時 受付は 9 時 30 分から		わな猟 第 1 種銃猟	令和 2 年 8 月 20 日（木） の 17 時まで

変更後

1 狩猟免許試験を行う日時、場所、試験種目及び申請書の受付期限

実施日時	会 場	試験種目	申請書の受付期限
------	-----	------	----------

令和2年7月4日(土) 9時50分～17時 受付は9時30分から	三重県農業大学校 松阪市嬉野川北町530	網猟 わな猟 第1種銃猟 第2種銃猟	令和2年6月24日(水) の17時まで
令和2年8月1日(土) 9時50分～17時 受付は9時30分から		網猟 わな猟 第1種銃猟 第2種銃猟	令和2年7月22日(水) の17時まで
令和2年8月30日(日) 9時50分～17時 受付は9時30分から		わな猟 第1種銃猟	令和2年8月20日(木) の17時まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和2年5月26日

三重県知事 鈴木英敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和2年 5月8日	伊勢市楠部町字松ノ尾189-1の一部ほか2筆及び字イマメ山190-1ほか4筆	伊勢市楠部町1776 株式会社栄ハウジング 代表取締役 浅沼小百合
令和2年 5月8日	伊勢市朝熊町字西谷3600-14の一部、字藪際4282-4の一部及び字鴨谷4383-442の一部	伊勢市朝熊町4383-326 株式会社UL Japan 代表取締役 井上英彦
令和2年 5月13日	多気郡明和町大字馬之上字奥野頭882-1ほか6筆ほか	多気郡明和町大字有爾中212-1 有限会社ホームタウン 代表取締役 東谷泰介

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和2年5月26日

三重県教育委員会教育長 木平芳定

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

三重県立水産高等学校 実習船「しろちどり」夏季ドック工事（第2種中間検査B）

(2) 委託業務の特質等

業務に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

令和2年7月31日（金）から同年9月9日（水）までとします。

(4) 委託業務履行場所

落札事業者（契約相手方）が所有するドック施設内

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定

める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 施工船舶の定係港である和具浦港から 288 マイル（約 460 km）以内の距離に工事を履行するドック施設を有すること。

オ 過去 3 年間に於いて当該業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請等を令和 2 年 6 月 25 日（木）15 時までに、調達システムで入札する場合に於ては調達システムに登録し、書面による入札の場合に於ては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者に於ては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 過去 3 年間に於いて当該業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績を有することを証明する書類（契約実績証明書、契約書の写し、履行確認書の写し等）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局 高校教育課 高校教育班 担当 駒田

電話 059-224-3002 ファクシミリ 059-224-3023

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和 2 年 7 月 7 日（火）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和 2 年 7 月 2 日（木）17 時までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和 2 年 7 月 7 日（火）14 時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和 2 年 7 月 7 日（火）14 時

なお、入札書は令和 2 年 7 月 2 日（木）から同月 7 日（火）14 時までの間に到着するように郵送して

ください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班

案件名 三重県立水産高等学校 実習船「しろちどり」夏季ドック工事（第 2 種中間検査 B）

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和 2 年 7 月 7 日（火）15 時

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、規則第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Services to be Required:
Summer docking of the training ship “Shirochidori” (Second type Midterm inspection B)
- (2) Bid Submission Deadline:
(Electronic submissions via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Tuesday, July 7, 2020.
(Submissions by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Thursday, July 2, 2020 and 2:00 P.M. on Tuesday, July 7, 2020.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Tuesday, July 7, 2020.
- (4) Managing Authority:
Mie prefectural Board of Education Senior High School Education Office
13 Komei-cho, Tsu City, Mie, 514-8570, Japan
Tel: 059-224-3002 Fax: 059-224-3023

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 2 年 5 月 26 日

三重県警察本部長 岡 素彦

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
I P R 形警察移動無線通信システムの無線機等（移動用無線機、オートバイ用無線機）の購入無線機（調整等一式を含む。）
【内訳】
ア I P R 形移動用無線機 241 式
ア (イ) 本体 241
ア (イ) 小型モバイルスピーカーマイク 241
ア (ウ) 本体取付金具 241
ア (エ) 外部操作表示部 241
ア (オ) 接続用品 241
ア (カ) G P S 用外部アンテナ 241
イ 充電器（I P R 形移動用無線機携帯仕様用） 30 式
ウ オートバイ用無線機 21 式
ウ (ア) 本体 21
ウ (イ) プレストーク操作部 21
ウ (ウ) 補助プレストーク操作部 21
ウ (エ) ワイヤレス中継部 21
ウ (オ) 電池パック 42
ウ (カ) 充電器 21

- (キ) 携行用品（革ケース） 21
 - (ク) ヘルメット送受話部 21
 - (ケ) 収容箱 21
 - (コ) 本体取付金具 21
 - (サ) 接続用品 21
 - (シ) G P S用外部アンテナ 21
- (2) 契約の特質等
購入物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 納入期限
令和3年3月25日（木）
- (4) 履行場所（納入場所）
三重県警察本部地域部通信指令課
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格
- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 - (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
 - (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和2年6月16日（火）13時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。
- なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書（第1号様式）
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
 - (3) 三重県内に本店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課用度係 担当 林
電話 059-222-0110（内線）2261 ファクシミリ 059-226-9917
- (2) 契約条項を示す場所
(1)に同じです。

- (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から令和 2 年 6 月 15 日（月）まで（詳細は、調達説明書を確認してください。）
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
令和 2 年 6 月 29 日（月）17 時までには通知します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和 2 年 7 月 6 日（月）15 時まで
イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 令和 2 年 7 月 6 日（月）15 時まで
なお、津塔世橋郵便局へは令和 2 年 6 月 30 日（火）から同年 7 月 6 日（月）15 時までの間に到着するように郵送してください。
送付先
〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地
宛 先 津塔世橋郵便局留め
受 取 人 三重県警察本部警務部会計課用度係
案 件 名 I P R 形警察移動無線通信システムの無線機等（移動用無線機、オートバイ用無線機）の購入
- (7) 開札の日時及び場所
日時 令和 2 年 7 月 6 日（月）15 時 10 分
場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地
三重県警察本部警務部会計課
- (8) 入札方法等に関する事項
ア 入札書の記載
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。
イ 入札保証金
入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。
ウ 契約保証金
契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りします。）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときは除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
エ 落札者の決定方法
落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Radio Equipment

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Monday, July 6, 2020.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office, Tsutousebashipost office, between Tuesday, June 30, 2020 and 3:00 P.M. on Monday, July 6, 2020.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Monday, July 6, 2020.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code:514-8514

Tel. 059-222-0110 (EXT. 2261)

Fax. 059-226-9917

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 2 年 5 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- | | | |
|---|---------|--------------------------------|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県団体内統合宛名システム更新及び運用保守業務委託 |
| 2 | 担当部局 | 津市広明町 13 番地
三重県総務部スマート改革推進課 |

3	落札者決定日	令和2年4月28日
4	落札者	兵庫県伊丹市御願塚3丁目1番18号 株式会社システム・エージ 代表取締役 上田 隆
5	落札金額	入札価格 60,000,000円 契約金額 66,000,000円
6	決定手続	総合評価一般競争入札
7	入札公告日	令和2年2月25日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和2年5月26日

三重県知事 鈴木 英 敬

1	特定役務の名称	三重県総合文書管理システム構築・移行・運用保守業務
2	担当部局	津市広明町13番地 三重県総務部スマート改革推進課
3	落札者決定日	令和2年5月11日
4	落札者	沖縄県宜野湾市大山七丁目10番14号3階 株式会社シナジー 代表取締役 下地 勝也
5	落札金額	入札価格 137,300,000円 契約金額 151,030,000円
6	決定手続	総合評価一般競争入札
7	入札公告日	令和2年3月6日

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>